

第3次有田町DV被害者支援基本計画

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

DV（配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっています。

国においては、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）を制定し、DVを防止し被害者を保護するための施策を講じました。

その後、平成16年12月にDV防止法の一部を改正する法律（平成16年6月2日法律第64号）が施行され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

平成20年1月には、DV防止法の一部を改正する法律（平成19年法律第113号）が施行され、市町村においても基本計画の策定に努めることとされました。これを受け、本町においても佐賀県DV被害者支援基本計画に基づき、平成24年に「有田町DV被害者支援基本計画」（第1次計画）を策定、平成29年に第2次計画を策定しました。

平成26年1月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害についても、DV防止法に準じて法の適用対象とすることを内容とするDV防止法の一部を改正する法律（平成25年7月3日法律第72号）が施行されました。

家庭内のみならず交際相手からの暴力、いわゆるデートDVや、近年では※用語 SNSを介して知り合う男女間のトラブルは、ストーカーや性暴力事件として顕在化することがあり、その対策が課題といえます。

これらの問題に加え、生活困窮家庭で起きる困難な状況の支援と、「面前DV」と言われる暴力を目撃した子どもたちの心のケアの必要性については、学校現場との連携を含め、他機関・多職種と切れ目のない継続的な支援として、その家庭の抱える問題に多様な視点で関わることが求められています。

今後、これらの状況を克服するため、新たな計画に基づき、県や関係機関等との連携強化を図りながら、施策の推進と実行に努め、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) この計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」に準拠して策定しました。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、DV防止法や基本方針が改正されるなどにより、この計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

4. 計画策定の基本的な視点

- (1) DVの防止及び被害者の支援は、国、地方公共団体の責務です。
- (2) DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、この計画は被害者支援に重点を置き構成します。
- (3) 被害者は、国籍、年齢、性別、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (4) 被害者や子どもは、自らの意思に基づき、安全・安心な生活を営む権利があります。
- (5) DVが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。
- (6) 被害者支援の施策の推進に当たっては、関係部局をはじめ、関係機関及び民間団体等が相互連携・協働して取り組みます。
- (7) 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。

5. 計画の体系

| 基本目標 | 重点項目 | 具体的施策 |
|---|---------------------------------|---|
| 1. 被害者の安全・ 安心に配慮した 支援体制づくり | (1) 県・市町村及び関係機関・ 団体との連携強化 | ア <small>※用語</small> 配偶者暴力相談支援センター及 び保健福祉事務所等との連携 イ 学校、保育所等におけるDV対策の 整備推進 ウ 関係機関における被害者支援の理解 と協力 エ 他市町村との連携 |
| | (2) 二次被害を起こさない支援 体制の強化 | ア 関係機関の統一した対応体制の整備 イ 庁舎内の連携 |
| | (3) 加害者対応・秘密保持 | ア 警察による加害者対応への協力依頼 イ 窓口等での諸手続きにおける情報管 理の徹底及び秘密保持 |
| 2. DV被害の通報 及び被害者の相 談から保護・自 立における一貫 かつ継続した支 援体制づくり | (1) DV被害の発見・通報体制の 整備・充実 | ア 学校・保育所等での発見及び通報 イ 医療関係者等による通報等の協力 ウ 民生委員児童委員・介護支援専門員 等による通報等の協力 エ 町民への啓発及び周知 |
| | (2) 相談体制の充実 | ア 女性総合相談窓口の充実 イ 広報誌等による相談機関の情報提供 |
| | (3) 自立支援体制の整備・充実 | ア 自立支援のための連携 イ 継続的な支援体制の整備 ウ 被害者の心のケア エ 町営住宅等へのDV被害者の優先入 居 |
| | (4) 子どもへの支援体制の整備・ 充実 | ア 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備 イ 子どもの就学・保育等の受入体制の 整備 ウ 子どものからだと心への支援の充実 |
| | (5) 高齢者や障害者への支援体制 の整備 | ア 関係機関と連携した支援体制の整備 イ 高齢者や障害者の特性に配慮した支 援及び情報提供 |
| 3. 啓発・教育によ る暴力を許さな い社会づくり | (1) 啓発の推進 | ア 広報等による啓発の推進 |
| | (2) DV予防教育等の推進 | ア 若い世代に対するDV予防教育の推 進 イ DV予防教育に関する学習機会の提 供 |

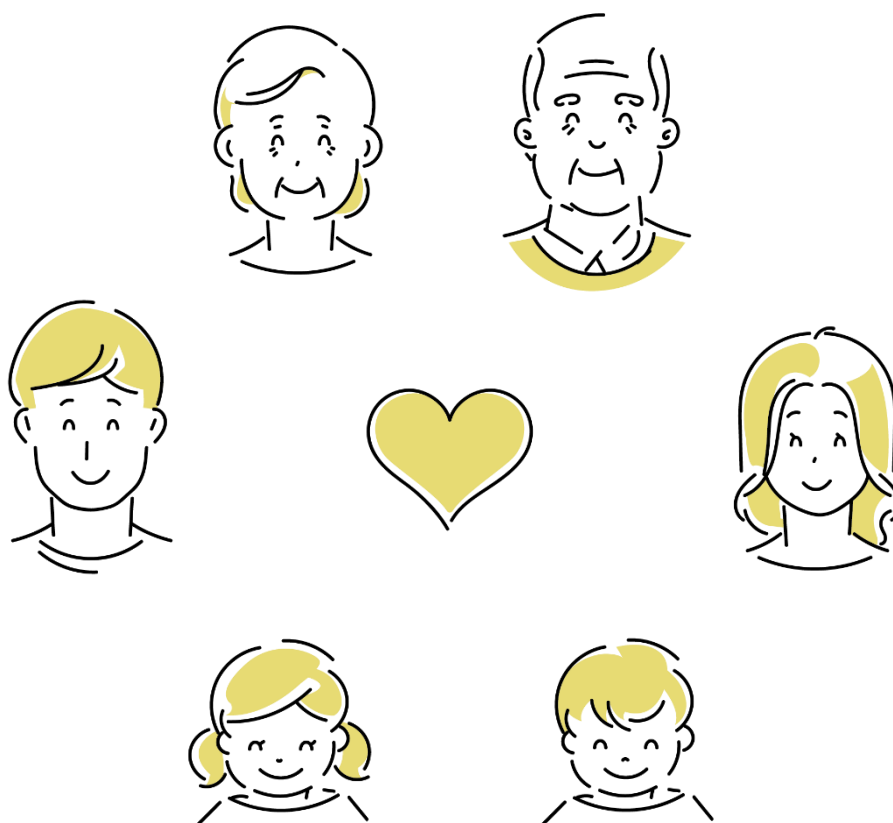
第2章 計画の内容

2. DV被害者支援基本計画

- ・基本目標1 被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり
- ・基本目標2 DV被害の通報及び被害者の相談から保護・自立における一貫かつ継続した支援体制づくり
- ・基本目標3 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

第2章の構成について

第2章は、3つの基本目標とそれ毎に重点項目を掲げ、それを実現する具体的施策と実施する行政の担当部署で構成しています。



基本目標1 被害者の安全・安心に配慮した支援体制づくり

被害者の安全と安心は、被害者支援の要です。

被害者が安全に相談や様々な支援を受けることができ、自らの意思が尊重された生活を送られるよう関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた責務を果たす必要があります。

重点項目(1) 県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

被害者の支援は、幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかねばなりません。

そのためには、関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、情報交換から具体的事案に即した協議に至るまで、様々な形で連携について整備を図る必要があります。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|-------------------------|
| <p>ア 配偶者暴力相談支援センター及び保健福祉事務所等との連携</p> <p>① 県の配偶者暴力相談支援センターや^{※用語}佐賀県DV総合対策センター等と連携を図りながら、相談から一時保護、自立までの切れ目のない支援を行います。</p> <p>② 生活保護等の福祉支援を伴うケースでは、県保健福祉事務所等と協同して対応します。</p> <p>③ 処遇困難な事案への対応については、県の助言等を受けながら支援を行います。</p> | <p>子育て支援課 健康福祉課</p> |
| <p>イ 学校、保育所等におけるDV対策の整備推進</p> <p>① 学校、保育所等が子どもを通してDVを発見した場合の連絡・通報やこどもの保護命令が発せられた場合に適切な対応ができるよう、関係者への研修等を通じて連携の強化を図ります。</p> | <p>子育て支援課 学校教育課</p> |
| <p>ウ 関係機関における被害者支援の理解と協力</p> <p>① DV被害者を支援するために、警察や裁判所、弁護士並</p> | <p>子育て支援課</p> |

| | |
|---|-----------------------------------|
| <p>びに日本司法支援センター（法テラス佐賀）、医療機関等の幅広い関係機関に協力を求めています。</p> <p>エ 他市町村との連携</p> <p>① 被害者が他市町村より転入したり、他市町村へ転出を希望した場合には、被害者の転出入が円滑に行われるよう他市町村との連携に努めます。</p> <p>② 被害者の子どもが転校や転園を行う場合は、他市町村と連携を図りながら、円滑に就学や保育ができるように働きかけます。また、情報を適切に管理する体制整備を働きかけます。</p> | <p>子育て支援課 住民環境課 学校教育課</p> |
|---|-----------------------------------|

重点項目(2) 二次被害を起こさない支援体制の強化

DV被害者支援の現場において職務関係者の不適切な言動によって被害者が再び傷ついてしまうこと（二次被害）が起きています。この不適切な言動は、被害者が支援機関に対して不信感を抱き、暴力による被害の解決が阻まれることにつながりかねません。このようなことが起きないように、対応体制の整備が求められています。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|---------------|
| <p>ア 関係機関の統一した対応体制の整備</p> <p>① 担当者や関係部署がDVの基礎知識や被害者への対応、関係機関の役割等を十分に理解し、二次被害を防止できるよう県の「DV被害者支援マニュアル」を活用します。</p> <p>② 「佐賀県DV相談共通シート」等の活用により情報を共有化する事で被害者の負担を軽減し、二次被害を起こさないように努めます。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>イ 庁舎内の連携</p> <p>① 被害者に関係のある部署の担当者と連絡をとり、情報交換や二次被害の防止を図ります。</p> | <p>子育て支援課</p> |

重点項目(3) 加害者対応・秘密保持

DV加害者は様々な手段を使って、被害者の行方を捜そうとします。各機関の相談窓口を訪れて、困惑した表情で被害者の行方を尋ねたり、警察に行方不明の捜索願いを出すなど、聞き出し方が非常に巧妙な場合があります。

いずれの機関でも、被害者の情報管理には特に配慮をしていますが、特に、加害者が手掛かりを求める端緒とすることが多いのは、市町村の窓口と教育委員会です。被害者の情報を得ようと、職員に対して高圧的な態度等で情報を引き出そうとすることがあります。加害者は町民でもあるため、その対応はとても苦慮するところとなっています。

被害者についての情報はもちろんのこと支援者の氏名等が加害者に知られないよう秘密保持の徹底に努めます。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|-----------------------------------|
| <p>ア 警察による加害者対応への協力依頼</p> <p>① 加害者が被害者や子どもを探して、町や学校等を訪問した場合に備えて、警察に迅速に通報できるように体制の整備を図ります。</p> | <p>子育て支援課 住民環境課 学校教育課</p> |
| <p>イ 窓口等での諸手続きにおける情報管理の徹底及び秘密保持</p> <p>① DV被害者の住所や各種福祉制度の取り扱い、各種証明書交付等について関係窓口と連携を取り合って被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。</p> <p>② 住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が遺漏なく行われ、その他の諸手続きにおいて発生する被害者の住所変更や納付書の送付先等が、加害者に漏れないよう情報管理の徹底に努めます。</p> <p>③ 町の窓口や教育委員会等においては、被害者やその子どもについての情報はもちろんのこと、支援に関する情報が加害者に知られないよう、秘密保持の徹底に努めます。</p> | <p>子育て支援課 住民環境課 学校教育課</p> |

基本目標2 DV被害の通報及び被害者の相談から保護・自立 における一貫かつ継続した支援体制づくり

令和3年7月に実施した町民アンケートによる意識調査において、『DVを経験したり身近で見聞きしたことがありますか』の問いには、暴力を受けたことがあると回答した人が女性で13.4%（25人）（10.7%（17人））（以下、（ ）内は前回アンケート結果）、男性で3.5%（4人）（1.6%（2人））ありました。また、暴力を受けたことがあると回答した人のうち、『そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか』の問いには、女性で12人（48.0%）、男性で4人（100%）が『どこ（誰）にも相談しなかった』と回答しました。さらに、『どこ（誰）にも相談しなかったとした人のうち、相談しなかったのはなぜですか』の問いには、『相談しても無駄だと思ったから』や『自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから』との答えがありました。前回（5年前）のアンケートに比べてDV被害を受けたことのある人の率は増加し、DV被害を受けても誰にも相談をしない人が潜在的におり、その実態が見えていない状況です。

また、被害者支援においては、加害者からの暴力支配による恐怖心や心理コントロールによる無力感、女性の経済的自立が困難であることに加え、家族が抱える問題等により、支援の見通しを立てることは簡単なことではありません。夫の元から逃れても結局、もとに戻る場合があり、支援が途切れてしまう可能性があります。

関係機関は、DV被害の特徴を十分に理解し、DV被害の早期発見から被害者の自立まで、相互にきめ細やかな連携により被害者への支援が分断されないよう、また、被害者の意思と選択が尊重されるような一貫かつ継続した支援を行う必要があります。

重点項目(1) DV被害者の発見・通報体制の整備・充実

DVは家庭内で起こるために被害が潜在しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向があります。被害を深刻化させないためには、早期の発見と支援が効果的です。

DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を県の配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めなければならないと定められています。

しかしながら、通報には被害者の意思の確認が必要など、児童虐待にあるような通報義務がないためになかなか支援が進まないのが現状です。

DVの発見・通報には、職務関係者のみならず、学校で子どもの様子がわかる教職員、高齢者と接する機会のある介護支援専門員、地域の民生委員児童委員等、さまざまな立場の人への周知が必要です。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|-------------------------|
| <p>ア 学校・保育所等での発見及び通報</p> <p>① 学校や保育所等は、子どもの虐待の発見と同時にDV被害に気づくこともあることから、通報先や被害者への相談窓口等の適切な情報提供等を行います。</p> | <p>子育て支援課 学校教育課</p> |
| <p>イ 医療関係者による通報等の協力</p> <p>① 医療機関関係者に対し、被害者が受診した場合の通報の協力を求め、相談窓口に関する情報提供等を行います。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>ウ 民生委員児童委員・介護支援専門員等による通報等の協力</p> <p>① 居宅の訪問や相談援助を行う中で被害に気付いた場合は、被害者の意思を尊重しながら担当者や地域包括支援センター等へ相談するように協力を求めます。</p> | <p>健康福祉課</p> |
| <p>エ 町民への啓発及び周知</p> <p>① 町民が被害者を発見した場合には、町の担当部局、県の配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することや被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていくことが重要であるため、町のさまざまな広報媒体を活用して幅広く啓発に努めます。</p> | <p>子育て支援課</p> |

重点項目(2) 相談体制の充実

DVにより、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手できない場合や、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らない場合もあります。特に、外国人のDV被害者や[※]用語 LGBT等のDV被害者も、相談に繋がりにくいことが指摘されています。また、居住する市町村の窓口には相談しにくいという被害者の声もあります。

町民アンケートによる意識調査においては、『DVを防止するためにはどのような事が必要だと思いますか?』の問いで、被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす』が、女性 74.2% (71.1%)、男性 63.7% (58.9%) で男女ともに一番多い回答でした。

DV等の暴力被害を相談しやすい体制をつくることにより被害者の潜在化を防ぐとともに、暮らしの中でのさまざまな悩み事も相談できるようにします。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|---------------|
| <p>ア 女性総合相談窓口の充実</p> <p>① 女性総合相談員によるDVや暮らしの中で抱える様々な悩みに応じた相談を行い、適切な情報の提供や必要に応じて専門機関を紹介します。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>イ 広報等による相談機関の情報提供</p> <p>① 町の女性総合相談窓口の周知を図ります。</p> <p>② 居住地以外でも相談できるように、県の配偶者暴力相談支援センターや保健福祉事務所等、町外の相談窓口も幅広く紹介します。</p> | <p>子育て支援課</p> |

重点項目(3) 自立支援体制の整備・充実

被害者が自立して生活しようとする際は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決に関わる関係機関は多岐に渡ります。このため、これらの機関が、情報を提供しながら連携を図って被害者の自立を支援することが重要になります。

DV被害からの回復や生活再建には、長い時間がかかります。加害者からの暴力支配による恐怖心や心理コントロールによる無力感、女性の経済的自立が困難であることに加え、家族の抱える問題などにより、支援の見通しを立てることは簡単なことではありません。夫の元から逃げ出しても結局もとに戻ることがあり、支援が途切れてしまう可能性があります。

就労支援については、加害者からの暴力被害から逃れ、本人の社会的自立を促す意味でも重要です。厳しい雇用情勢の中で就労先を確保するためには、関係機関が連携して、就労につながるような効果的な支援を行うことが必要です。

また、経済面ばかりではなく、DVは被害者やその子どもに心理的な影響を与えます。DV被害によって精神的な病気にかかったり、子どもの問題行動が発現するなどから、自立を阻む恐れがあります。

被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう、関係機関による連携体制を整備する必要があります。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|-----------------|
| <p>ア 自立支援のための連携</p> <p>① ※用語 <u>佐賀県生活自立支援センター</u>や福祉制度等、様々な機関や制度の情報を提供し、自立を支援します。</p> | 子育て支援課 |
| <p>イ 継続的な支援体制の整備</p> <p>① 被害者の自立に向けた継続した支援ができるよう関係機関や関係部局の連携を推進します。</p> | 子育て支援課 |
| <p>ウ 被害者の心のケア</p> <p>① DVによる心理的な影響から自立を阻害することがないように、保健師や心理臨床の専門家等によるカウンセリング等を勧め、不安の軽減を図ります。</p> | 健康福祉課 子育て支援課 |
| <p>エ 町営住宅等へのDV被害者の優先入居</p> <p>① 町営住宅等へのDV被害者の優先入居による居住環境の安定化を図ります。</p> | 建設課 |

重点項目(4) 子どもへの支援体制の整備・充実

DVが子どもに与える影響は広範囲に及びます。子どもたち自身が直接、虐待や暴力の被害を受けていることもあれば、DVを目撃して深く傷ついていることもあります。DVによって発育の遅れ、情緒不安定などの心理的症状が現れることもあります。子どもの精神的ケアには長い時間が必要であることから、早期対応と支援の充実が必要です。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|--|-------|
| <p>ア 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備</p> <p>① 妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。</p> | 健康福祉課 |

| | |
|---|-------------------------|
| <p>イ 子どもの就学・保育等の受入体制の整備</p> <p>① 教育委員会や学校、福祉部局等の子どもの就学・保育等の関係機関に対し、被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるように受入体制の整備を働きかけます。</p> | <p>子育て支援課 学校教育課</p> |
| <p>ウ 子どものからだと心への支援の充実</p> <p>① 児童相談所及び要保護児童対策地域協議会や医療機関、学校や保育所などと連携して、心身のケア等に努めます。</p> <p>② 児童虐待防止に関連した講演会を実施します。</p> | <p>子育て支援課 健康福祉課</p> |

重点項目(5) 高齢者や障害者への支援体制の整備

高齢の被害者は、家族との関係や経済的問題等で暴力から避難することが困難になりがちです。また、障害がある被害者は、就労や生活の場の確保や移動手段、情報へのアクセス等について様々な困難を抱えています。

このようなそれぞれの事情を考慮した支援を行う必要があります。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|--------------|
| <p>ア 関係機関と連携した支援体制の整備</p> <p>① 高齢者や障害者などが安心して相談や支援を受けることができるよう、それぞれの関係部局や関係機関と連携し、支援体制を整備します。</p> | <p>健康福祉課</p> |
| <p>イ 高齢者や障害者の特性に配慮した支援及び情報提供</p> <p>① 高齢者のこれまでの歴史や身体状況、障害者の障害の特徴や生活習慣などを考慮し、十分に配慮しながら支援をします。</p> <p>② 高齢者虐待や障害者虐待にも関わるため、高齢者福祉部局、地域包括支援センター、障害者福祉部局等の関係機関との連携を図り、対応します。</p> | <p>健康福祉課</p> |

基本目標3 啓発・教育による暴力を許さない社会づくり

町民アンケートによる意識調査において、『DVについて知っていますか』の問いに、言葉も内容も知っていると回答した人が女性で 89.8% (93.1%) 男性で 89.4% (87.1%) で多数を占めました。

DVを防止するためには、町民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を共有していくことが必要です。そのため、さまざまな機会や手段を活用して、町民への啓発を継続していく必要があります。

また、将来の被害者や加害者を作らない取組として、予防啓発事業は重要です。いわゆるデートDVのように、恋人同士など若者の間でもDVが起こることはさまざまな調査結果において指摘されています。それに加え、最近の若者を取り巻く状況としてSNSの普及に伴う新たなトラブルや暴力被害も発見されています。子どもたち自らが心とからだを守ることができるように、DV予防教育の実施が求められます。

重点項目(1) 啓発の推進

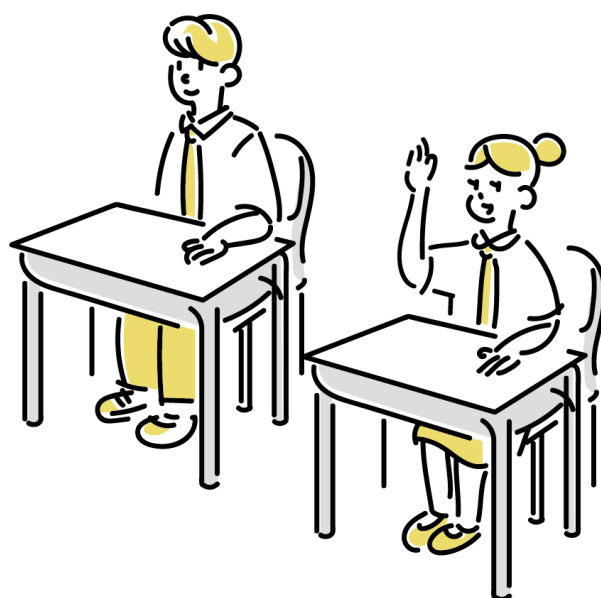
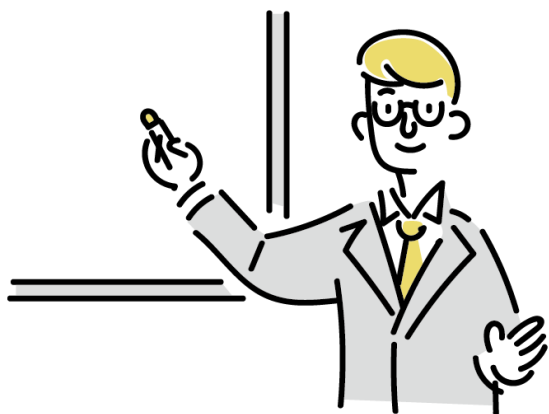
暴力の予防と根絶には、暴力を許さない社会風土を醸成する広報啓発が重要であるため、あらゆる世代への広報啓発を行います。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|--|------------------|
| ア 広報等による啓発の推進 ① 配偶者暴力防止法の認知度を上げていきます。 ② 多くの町民がDV問題に触れることができるよう、広報やホームページ等を活用し、啓発を推進します。 ③ DV相談窓口を記載したカード等を庁舎内や町内公共施設に設置します。 | 子育て支援課 まちづくり課 |

重点項目(2) DV予防教育等の推進

学校、家庭、地域、職場などあらゆる機会にDV予防のための教育・啓発を行います。

| 具体的施策 | 担当部署 |
|---|------------------------|
| ア 若い世代に対するDV予防教育の推進 ① 将来の被害者や加害者の発生を防止するため、中高生などの若い世代にDV予防のための教育を推進します。 | 学校教育課 |
| イ DV予防教育に関する学習機会の提供 ① DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため社会教育の場や研修会等でのDV予防教育・啓発を実施します。 | 生涯学習課 子育て支援課 総務課 |



付属資料

1. 男女共同参画社会基本法 43
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護等に関する法律 46
3. 女性の職業生活における活躍の推進に
関する法律 54
4. 有田町男女共同参画基本計画策定委員名簿 . 61
5. 町民アンケート結果 62
6. 用語解説 87
7. 相談窓口 90

1. 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念の通り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の

区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止目の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」とい

う。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の期間の会長、委員その他の職員である者(人気の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれ俺の法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をし

ていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基

- 本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項に

において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法 (昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第

一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当

該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）
、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口

頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合に

は、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|----------------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に

規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業

生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策

定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
- (基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- (認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- (令元法二四・一部改正)
- (認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
- (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条線下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条線下）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者

勤者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立

された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)
(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)
(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)
(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の

規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定
公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4. 有田町男女共同参画基本計画策定委員名簿

令和3年6月28日～令和4年3月31日

| 氏名 | 団体名・役職等 | 備考 |
|--------|--------------------|------|
| 坂本 敏美 | 有田町総区長会・11区総区長 | |
| 館林 靖代 | 老人クラブ連合会・副会長 | |
| 草場 淳子 | 有田町立学校校長会（大山小学校校長） | |
| 齊藤 剛 | 西松浦郡PTA会長 | |
| 王寺 直子 | あかさかルンビニー園・園長 | |
| 福島 スミ子 | 有田町地域婦人会会長 | 委員長 |
| 今村 安伊子 | 佐賀県翼の会伊万里・有田支部代表 | |
| 森永 純一郎 | 有田町自治公民館長会・会長 | |
| 里見 美千恵 | 有田町消費者グループ協議会・副会長 | |
| 藤田 佳子 | 有田商工会議所女性会 | |
| 今泉 洋子 | 伊万里市農協西有田支所女性部 | |
| 吉永 素子 | 伊万里人権擁護委員協議会・会長 | |
| 廣尾 千恵子 | 行政相談員 | 副委員長 |
| 岩崎 数馬 | 有識者 | |
| 宮西 未来 | 公募委員 | |

(敬称略、順不同)

5. 町民アンケート結果

①. アンケート調査の概要

・調査の目的

この調査は、有田町における男女共同参画およびDVに関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画およびDV被害者の支援の実現に向けた施策に役立てるための基礎資料とするものである。

・調査の実施方法

| 区分 | 中学生 | 一般町民 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------|
| 調査対象者 | 町内中学校の2年生 169人 | 町内に居住する満20歳以上 80歳未満の男女 800人 |
| 抽出方法 | 中学2年生全員 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 調査票を中学校に配布・回収 | 調査票を個別に郵送配布・郵送回収 |
| 調査時期 | 令和3年6月 | 令和3年7月 |
| 回収総数 | 162人(女:78人、男:78人、 その他:3人、不明:3人) | 301人(女:186人、男:113人、 その他:0人、不明:2人) |
| 回答率 | 95.9% | 37.6% |

②中学生アンケート集計結果

問1 あなたの性別を選んでください

| | 第1次 (H23) | 第2次 (H28) | 第3次 (R3) |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 1 女子 | 88名 | 88名 | 78名 |
| 2 男子 | 99名 | 90名 | 78名 |
| 3 その他 | | | 3名 |

※新設

[家庭において]

問2 あなたは、家庭でどのような手伝いをしていますか。(複数回答)

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 食事の支度 | 55.7% | 32.3% | 43.2% | 33.3% | 46.2% | 39.7% | 33.3% |
| 2 食事の後片付け | 60.2% | 48.5% | 63.6% | 37.8% | 50.0% | 48.7% | 33.3% |
| 3 ゴミ出し | 11.4% | 18.2% | 18.2% | 24.4% | 16.7% | 32.1% | 0.0% |
| 4 部屋の掃除 | 52.3% | 44.4% | 46.6% | 47.8% | 59.0% | 51.3% | 66.7% |
| 5 洗濯 | 43.2% | 17.2% | 34.1% | 21.1% | 44.9% | 26.9% | 33.3% |
| 6 日常の買い物 | 14.8% | 12.1% | 17.0% | 10.0% | 17.9% | 10.3% | 33.3% |
| 7 植物・ペットの世話 | 29.5% | 18.2% | 26.1% | 21.1% | 23.1% | 17.9% | 33.3% |
| 8 家業の手伝い | 30.7% | 20.2% | 28.4% | 23.3% | 29.5% | 28.2% | 0.0% |
| 9 その他 | 18.2% | 26.3% | 26.1% | 26.7% | 25.6% | 28.2% | 0.0% |
| 10 全くやらない | 6.8% | 6.1% | 1.1% | 7.8% | 5.1% | 6.4% | 0.0% |

[学校において]

問3 あなたは、学校生活の中で男女差別を感じることはありませんか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 感じることもある | 2.3% | 10.1% | 6.8% | 15.6% | 3.8% | 12.8% | 0.0% |
| 2 ときどき感じる | 21.6% | 16.2% | 25.0% | 21.1% | 30.8% | 20.5% | 100.0% |
| 3 あまり感じない | 51.1% | 30.3% | 48.9% | 36.7% | 44.9% | 42.3% | 0.0% |
| 4 感じない | 23.9% | 42.4% | 19.3% | 26.7% | 19.2% | 24.4% | 0.0% |

問3-付問 問3で、「1 感じることもある」、または「2 ときどき感じる」と答えた人は、どんなとき、どんなことで感じましたか。(複数回答)

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 授業 | 19.0% | 34.6% | 13.3% | 21.4% | 14.8% | 46.2% | 0.0% |
| 2 生徒会 | 4.8% | 3.8% | 0.0% | 3.6% | 11.1% | 11.5% | 0.0% |
| 3 教師の対応 | 38.1% | 50.0% | 46.7% | 33.9% | 40.7% | 42.3% | 33.3% |
| 4 友人関係 | 19.0% | 34.6% | 17.8% | 19.6% | 37.0% | 34.6% | 0.0% |
| 5 部活動 | 23.8% | 23.1% | 8.9% | 10.7% | 11.1% | 23.1% | 0.0% |
| 6 制服 | 33.3% | 23.1% | 13.3% | 8.9% | 44.4% | 15.4% | 100.0% |
| 7 その他 | 0.0% | 7.7% | 0.0% | 1.8% | 3.7% | 23.1% | 33.3% |

問4 あなたは、学校内で男子と女子でどちらの意見が通ることが多いと思いますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 絶対男子 | 2.3% | 1.0% | 4.5% | 3.3% | 0.0% | 2.6% | 0.0% |
| 2 やや男子 | 22.7% | 25.3% | 20.5% | 16.7% | 10.3% | 9.0% | 33.3% |
| 3 平等 (第3次) | 56.8% | 65.7% | 53.4% | 54.4% | 47.4% | 57.7% | 66.7% |
| 4 やや女子 | 15.9% | 6.1% | 17.0% | 18.9% | 34.6% | 20.5% | 0.0% |
| 5 絶対女子 | 2.3% | 2.0% | 1.1% | 2.2% | 5.1% | 2.6% | 0.0% |

※第1次と第2次は「3 平等」は「3 どちらともいえない」と回答した割合

[社会において]

問5 「男は男らしく、女は女らしく」という考え方がありますが、これについてあなたはどのように思いますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 同感する | 11.4% | 21.2% | 6.8% | 24.4% | 5.1% | 11.5% | 0.0% |
| 2 少し同感する | 36.4% | 18.2% | 20.5% | 14.4% | 11.5% | 23.1% | 0.0% |
| 3 あまり同感しない | 29.5% | 27.3% | 44.3% | 28.9% | 44.9% | 30.8% | 33.3% |
| 4 同感しない | 8.0% | 9.1% | 13.6% | 6.7% | 17.9% | 16.7% | 66.7% |
| 5 わからない | 14.8% | 24.2% | 14.8% | 25.6% | 20.5% | 17.9% | 0.0% |

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、この考え方についてあなたはどのように思いますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 同感する | 10.2% | 10.1% | 6.8% | 4.4% | 2.6% | 10.3% | 0.0% |
| 2 同感しない | 37.5% | 37.4% | 56.8% | 44.4% | 78.2% | 64.1% | 100.0% |
| 3 わからない | 10.2% | 15.2% | 14.8% | 23.3% | 19.2% | 25.6% | 0.0% |

※第3次では選択肢から「どちらともいえない」削除 (第1次: 女子42.0%、男子37.4%、第2次: 女子21.6%、男子27.8%)

問7 あなたは、次のことについてどう思いますか。

問7の表記について

「賛成」+「どちらかと言えば賛成」=「賛成意見」と表記。

「反対」+「どちらかといえば反対」=「反対意見」と表記。

※第3次では選択肢から「わからない」を削除

(1) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでよい

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 賛成意見 | 87.5% | 72.7% | 84.1% | 74.4% | 98.7% | 92.3% | 100.0% |
| 反対意見 | 2.2% | 14.2% | 5.7% | 7.8% | 1.3% | 7.7% | 0.0% |

(わからないと回答 第1次：女子10.2%、男子13.1% 第2次：女子10.2%、男子17.8%)

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 賛成意見 | 30.6% | 36.4% | 14.8% | 15.6% | 16.7% | 30.8% | 0.0% |
| 反対意見 | 39.8% | 29.3% | 58.0% | 43.3% | 83.3% | 69.2% | 100.0% |

(わからないと回答 第1次：女子29.5%、男子34.3% 第2次：女子26.1%、男子41.1%)

(3) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 賛成意見 | 50.0% | 45.5% | 61.4% | 42.2% | 89.7% | 76.9% | 100.0% |
| 反対意見 | 18.1% | 18.2% | 11.4% | 18.9% | 10.3% | 21.8% | 0.0% |

(わからないと回答 第1次：女子31.8%、男子35.4% 第2次：女子26.1%、男子38.9%)

(4) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 賛成意見 | 22.7% | 21.2% | 15.9% | 14.4% | 52.6% | 34.6% | 66.7% |
| 反対意見 | 36.4% | 43.4% | 51.1% | 44.4% | 47.4% | 65.4% | 33.3% |

(わからないと回答 第1次：女子40.9%、男子35.4% 第2次：女子33.0%、男子40.0%)

問8 あなたが将来、家庭をもった場合、協力できると思うものは次のうちどれですか。

(複数回答)

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 生活するためのお金を稼ぐ | 64.8% | 97.0% | 69.3% | 95.6% | 88.5% | 94.9% | 100.0% |
| 2 掃除 | 89.8% | 33.3% | 83.0% | 46.7% | 88.5% | 65.4% | 33.3% |
| 3 洗濯・洗濯物を干す | 83.0% | 17.2% | 84.1% | 30.0% | 79.5% | 53.8% | 66.7% |
| 4 食事のしたく | 88.6% | 22.2% | 87.5% | 24.4% | 83.3% | 39.7% | 66.7% |
| 5 食事の後片づけ・食器洗い | 79.5% | 34.3% | 80.7% | 45.6% | 91.0% | 65.4% | 66.7% |
| 6 家計の管理・やりくり | 55.7% | 14.1% | 67.0% | 18.9% | 51.3% | 30.8% | 33.3% |
| 7 日常の買い物 | 81.8% | 19.2% | 88.6% | 31.1% | 83.3% | 47.4% | 100.0% |
| 8 子どもの世話 | 87.5% | 60.6% | 88.6% | 65.6% | 96.2% | 76.9% | 66.7% |
| 9 親や祖父母の世話 | 44.3% | 27.3% | 44.3% | 30.0% | 55.1% | 30.8% | 100.0% |
| 10 どれも協力したくない | 0.0% | 1.0% | 1.1% | 1.1% | 0.0% | 1.3% | 0.0% |

問9 女性が仕事をする事について、あなたの考えは次のうちどれですか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 仕事をする方がよい | 93.2% | 76.8% | 95.5% | 78.9% | 96.2% | 89.7% | 100.0% |
| 2 仕事をしない方がよい | 6.8% | 23.2% | 4.5% | 18.9% | 3.8% | 9.0% | 0.0% |

問9-付問 上記の質問で「1 仕事をする方がよい」とお答えの方に伺います。
どのように職業をもつほうがよいですか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 結婚に関係なく仕事をする方がよい | 26.8% | 35.5% | 34.5% | 36.6% | 20.0% | 22.9% | 33.3% |
| 2 結婚するまでは仕事をするが、結婚後はしない方がよい | 4.9% | 2.6% | 2.4% | 7.0% | 0.0% | 2.9% | 0.0% |
| 3 結婚して子どもができるまでは仕事をして、そのあとはしない方がよい | 8.5% | 5.3% | 4.8% | 8.5% | 8.0% | 10.0% | 0.0% |
| 4 子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい | 18.3% | 17.1% | 15.5% | 7.0% | 18.7% | 11.4% | 0.0% |
| 5 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をした方がよい | 32.9% | 23.7% | 31.0% | 33.8% | 33.3% | 30.0% | 33.3% |
| 6 その他 | 0.0% | 5.3% | 1.2% | 1.4% | 6.7% | 10.0% | 0.0% |
| 7 わからない | 8.5% | 9.2% | 7.1% | 5.6% | 10.7% | 11.4% | 33.3% |

[男女平等について]

問10 あなたは、今の社会で男女は平等になっていると思いますか。

問10の表記について

「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」
=「男性優遇」と表記。

「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
=「女性優遇」と表記。

※第3次では選択肢から「わからない」を削除

(1)家庭生活の中で

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 男性優遇 | 28.4% | 27.1% | 14.8% | 8.9% | 21.8% | 11.5% | 33.3% |
| 女性優遇 | 6.8% | 11.1% | 13.6% | 14.4% | 16.7% | 23.1% | 33.3% |
| 平等 | 50.0% | 46.5% | 37.5% | 35.6% | 61.5% | 65.4% | 33.3% |

(わからないと回答 第1次：女子14.8%、男子22.2% 第2次：女子33.0%、男子37.8%)

(2)学校生活の中で

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 男性優遇 | 12.5% | 8.1% | 14.8% | 3.3% | 5.1% | 6.4% | 66.7% |
| 女性優遇 | 5.7% | 16.1% | 8.0% | 24.4% | 24.4% | 33.3% | 0.0% |
| 平等 | 60.2% | 57.6% | 42.0% | 40.0% | 70.5% | 60.3% | 33.3% |

(わからないと回答 第1次：女子21.6%、男子18.2% 第2次：女子33.0%、男子27.8%)

(3)社会全体で

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 男性優遇 | 39.8% | 30.3% | 25.0% | 18.9% | 38.5% | 35.9% | 100.0% |
| 女性優遇 | 3.4% | 6.0% | 10.2% | 16.7% | 24.4% | 26.9% | 0.0% |
| 平等 | 23.9% | 33.3% | 19.3% | 23.3% | 37.2% | 37.2% | 0.0% |

(わからないと回答 第1次：女子33.0%、男子30.3% 第2次：女子43.2%、男子36.7%)

問1 1 次に挙げる(1)～(3)の項目について、あなたはどのように考えますか。

(1)男性は女性よりたくましくなければならない

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 そう思う | 34.1% | 27.3% | 20.5% | 34.4% | 3.8% | 11.5% | 0.0% |
| 2 どちらかと言えばそう思う | 46.6% | 36.4% | 52.3% | 27.8% | 32.1% | 44.9% | 0.0% |
| 3 どちらかと言えばそうは思わない | 5.7% | 8.1% | 6.8% | 14.4% | 34.6% | 17.9% | 33.3% |
| 4 そうは思わない | 13.6% | 28.3% | 19.3% | 20.0% | 29.5% | 25.6% | 66.7% |

(2)女性は男性より控えめなほうがよい

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 そう思う | 3.4% | 8.1% | 4.5% | 4.4% | 0.0% | 1.3% | 0.0% |
| 2 どちらかと言えばそう思う | 36.4% | 28.3% | 23.9% | 25.6% | 14.1% | 16.7% | 0.0% |
| 3 どちらかと言えばそうは思わない | 21.6% | 24.2% | 30.7% | 26.7% | 35.9% | 35.9% | 66.7% |
| 4 そうは思わない | 38.6% | 39.4% | 39.8% | 38.9% | 50.0% | 46.2% | 33.3% |

(3)男性と女性の間には能力の差はない

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 そう思う | 34.1% | 28.3% | 28.4% | 27.8% | 48.7% | 35.9% | 33.3% |
| 2 どちらかと言えばそう思う | 30.7% | 29.3% | 29.5% | 23.3% | 32.1% | 32.1% | 33.3% |
| 3 どちらかと言えばそうは思わない | 18.2% | 20.2% | 19.3% | 22.2% | 11.5% | 16.7% | 33.3% |
| 4 そうは思わない | 17.0% | 22.2% | 21.6% | 22.2% | 7.7% | 15.4% | 0.0% |

問12 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものすべてに○をつけてください。(複数回答)

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | その他 |
| 1 男女共同参画社会 | 11.4% | 24.2% | 22.7% | 16.7% | 20.5% | 15.4% | 33.3% |
| 2 女子差別撤廃条約 | 13.6% | 6.1% | 15.9% | 13.3% | 14.1% | 14.1% | 0.0% |
| 3 ポジティブ・アクション (積極的改善措置) | 17.0% | 18.2% | 12.5% | 16.7% | 12.8% | 11.5% | 0.0% |
| 4 ジェンダー (社会的性別) | 6.8% | 15.2% | 3.4% | 1.1% | 41.0% | 32.1% | 66.7% |
| 5 男女雇用機会均等法 | 4.5% | 7.1% | 11.4% | 5.6% | 16.7% | 11.5% | 33.3% |
| 6 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) | 17.0% | 12.1% | 10.2% | 10.0% | 12.8% | 14.1% | 0.0% |
| 7 DV (夫、妻、同棲相手からの暴力) | 67.0% | 59.6% | 67.0% | 53.3% | 83.3% | 78.2% | 100% |
| 8 デートDV (付き合っている恋人間の暴力) | 38.6% | 35.4% | 15.9% | 13.3% | 32.1% | 21.8% | 33.3% |
| 9 LGBT (性的少数者) | | | | | 34.6% | 32.1% | 100% |

※選択肢「9 LGBT」は第3次の新設問

③. 一般住民アンケート

1. 男女共同参画に関する意識について

問1 男女の地位は平等になっていると思いますか。

問1の表記について

「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」
=「男性優遇」と表記。

「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
=「女性優遇」と表記。

(1)家庭生活

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 56.3% | 44.0% | 55.7% | 38.7% | 64.5% | 52.2% | — |
| 女性優遇 | 7.3% | 8.7% | 3.2% | 4.0% | 3.8% | 8.0% | — |
| 平等 | 26.2% | 38.7% | 32.9% | 49.2% | 25.8% | 34.5% | — |

(2) 職場

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 55.8% | 50.7% | 58.5% | 41.1% | 56.5% | 54.0% | — |
| 女性優遇 | 3.8% | 10.0% | 6.9% | 7.3% | 6.5% | 9.7% | — |
| 平等 | 24.9% | 26.0% | 25.8% | 38.7% | 26.3% | 27.4% | — |

(3) 学校教育の場

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 16.3% | 9.4% | 11.9% | 13.7% | 19.9% | 8.8% | — |
| 女性優遇 | 3.0% | 3.3% | 0.0% | 3.2% | 2.2% | 6.2% | — |
| 平等 | 50.2% | 58.7% | 61.0% | 62.9% | 51.6% | 64.6% | — |

(4) 政治の場

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 67.9% | 53.3% | 77.4% | 69.9% | 82.2% | 74.3% | — |
| 女性優遇 | 0.4% | 3.4% | 0.0% | 0.8% | 1.1% | 2.7% | — |
| 平等 | 12.0% | 22.7% | 13.2% | 23.6% | 5.4% | 13.3% | — |

(5) 法律や制度の上

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 42.0% | 22.6% | 47.8% | 33.9% | 55.4% | 40.7% | — |
| 女性優遇 | 5.1% | 14.0% | 5.7% | 8.1% | 7.0% | 9.7% | — |
| 平等 | 25.3% | 46.7% | 25.8% | 49.2% | 17.7% | 38.9% | — |

(6) 社会通念・慣習・しきたりなど

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 70.8% | 70.7% | 76.1% | 67.7% | 80.1% | 75.2% | — |
| 女性優遇 | 1.3% | 4.0% | 1.3% | 4.0% | 1.6% | 2.7% | — |
| 平等 | 11.2% | 16.0% | 11.9% | 20.2% | 7.5% | 15.0% | — |

(7)自治会やNROなどの地域活動の場

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 41.7% | 32.7% | 41.8% | 32.3% | 48.9% | 40.2% | — |
| 女性優遇 | 1.7% | 4.0% | 0.0% | 4.0% | 3.2% | 6.3% | — |
| 平等 | 31.3% | 46.7% | 34.8% | 42.7% | 24.2% | 40.2% | — |

(8)社会全体でみた場合

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 男性優遇 | 67.0% | 56.7% | 78.0% | 60.5% | 76.3% | 67.3% | — |
| 女性優遇 | 3.9% | 10.0% | 1.9% | 5.6% | 3.8% | 5.3% | — |
| 平等 | 17.2% | 24.7% | 13.8% | 27.4% | 9.1% | 22.1% | — |

問2 今後、あなたが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何でしょうか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること | 6.4% | 11.3% | 6.9% | 12.9% | 12.2% | 13.6% | — |
| 2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること | 21.5% | 25.3% | 30.2% | 36.3% | 44.2% | 48.2% | — |
| 3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術など能力の向上を図ること | 13.7% | 17.3% | 19.5% | 16.9% | 12.2% | 9.1% | — |
| 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること | 28.8% | 14.7% | 18.9% | 10.5% | 9.9% | 6.4% | — |
| 5 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること | 12.0% | 9.3% | 10.1% | 8.9% | 11.0% | 12.7% | — |
| 6 その他 | 2.6% | 8.7% | 1.9% | 3.2% | 3.3% | 4.5% | — |
| 7 わからない | 12.9% | 10.0% | 5.0% | 7.3% | 5.5% | 2.7% | — |

問3 あなたが、次にあげるような職業や役職において今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。（複数回答）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 都道府県知事、市町村長 | 33.0% | 35.3% | 48.4% | 37.9% | 47.8% | 54.9% | — |
| 2 国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員 | 41.2% | 52.7% | 51.6% | 50.0% | 54.8% | 55.8% | — |
| 3 国家公務員・地方公務員の管理職 | 25.8% | 28.0% | 29.6% | 30.6% | 36.0% | 39.8% | — |
| 4 裁判官、検察官、弁護士 | 26.2% | 22.0% | 28.9% | 24.2% | 25.8% | 31.0% | — |
| 5 大学教授 | 11.2% | 16.7% | 15.1% | 9.7% | 12.9% | 21.2% | — |
| 6 国連などの国際機関の管理職 | 17.2% | 12.7% | 22.0% | 15.3% | 19.9% | 28.3% | — |
| 7 企業の管理職 | 30.0% | 30.7% | 37.1% | 35.5% | 43.0% | 46.9% | — |
| 8 起業家・経営者 | 27.9% | 25.3% | 29.6% | 29.8% | 21.0% | 37.2% | — |
| 9 労働組合の幹部 | 12.9% | 13.3% | 13.2% | 14.5% | 15.6% | 24.8% | — |
| 10 農協の役員 | 11.2% | 10.7% | 10.1% | 12.9% | 9.7% | 19.5% | — |
| 11 新聞・放送の記者 | 12.9% | 13.3% | 12.6% | 11.3% | 10.8% | 15.0% | — |
| 12 自治会長、町内会長等 | 13.3% | 34.7% | 18.9% | 40.3% | 20.4% | 38.9% | — |
| 13 特にない | 15.9% | 14.7% | 8.8% | 12.1% | 12.4% | 8.0% | — |
| 14 その他 | 1.7% | 3.3% | 1.9% | 4.0% | 2.2% | 2.7% | — |
| 15 わからない | 9.9% | 5.3% | 6.9% | 5.6% | 7.5% | 6.2% | — |

問4 一般的に女性が仕事に就くことについて、あなたはどうお考えですか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 仕事に就く方がよい | 97.0% | 87.3% | 96.2% | 91.1% | 96.2% | 92.9% | — |
| 2 仕事に就かない方がよい | 2.1% | 8.7% | 1.3% | 4.0% | 2.7% | 5.3% | — |

問4-付問 上記の質問で「1 仕事に就く方がよい」とお答えの方に伺います。
どのように職業をもつ方がよいですか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 結婚や子どもに関係なく仕事に就く方がよい | 59.7% | 64.8% | 66.7% | 67.2% | 64.2% | 65.7% | — |
| 2 結婚するまでは仕事に就くが、結婚後は就かない方がよい | 0.9% | 1.5% | 0.7% | 1.8% | 0.6% | 0.0% | — |
| 3 子どもができるまでは仕事に就いて、そのあとは就かない方がよい | 2.2% | 1.5% | 2.0% | 1.8% | 0.6% | 2.9% | — |
| 4 子どもができたら仕事を辞め、大きくなったら再び仕事に就く方がよい | 31.0% | 27.5% | 21.6% | 26.5% | 24.6% | 17.1% | — |
| 5 その他 | 3.5% | 3.8% | 5.2% | 4.4% | 8.4% | 9.5% | — |
| 6 わからない | 2.2% | 0.8% | 2.6% | 2.7% | 1.1% | 3.8% | — |

※第1次、第2次にあった選択肢「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」を選択肢「1 結婚や子どもに関係なく仕事に就く方がよい」に統合。

問5 今の社会全体からみて、女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になると考えられるものはどんなことですか。（複数回答）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 出産、育児 | 77.7% | 73.3% | 81.1% | 81.5% | 79.0% | 80.5% | — |
| 2 家族等の介護 | 54.9% | 38.7% | 57.9% | 37.9% | 56.5% | 50.4% | — |
| 3 子どもの教育 | 23.6% | 21.3% | 22.0% | 25.0% | 27.4% | 30.1% | — |
| 4 家事 | 33.9% | 25.3% | 31.4% | 34.7% | 43.0% | 36.3% | — |
| 5 夫、妻の転勤 | 18.0% | 12.0% | 24.5% | 12.1% | 15.6% | 22.1% | — |
| 6 家族の無理解や反対 | 28.3% | 20.7% | 24.5% | 17.7% | 21.5% | 26.5% | — |
| 7 自分の健康 | 24.0% | 10.7% | 25.2% | 12.1% | 22.0% | 9.7% | — |
| 8 職場での結婚退職、出産退職の慣行や雰囲気 | 35.6% | 34.0% | 37.7% | 44.4% | 30.1% | 37.2% | — |
| 9 保育所の保育時間と就労時間が合わない | 37.8% | 32.0% | 39.0% | 27.4% | 35.5% | 31.0% | — |
| 10 昇進、教育訓練等の男女の差 | 13.7% | 12.0% | 13.2% | 10.5% | 19.9% | 17.7% | — |
| 11 女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方 | 30.5% | 29.3% | 27.7% | 17.7% | 33.9% | 24.8% | — |
| 12 その他 | 3.0% | 2.7% | 1.9% | 2.4% | 4.8% | 2.7% | — |
| 13 わからない | 2.1% | 2.7% | 1.9% | 2.4% | 2.2% | 2.7% | — |

問6 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと | 59.7% | 52.0% | 65.4% | 51.6% | 70.4% | 61.9% | — |
| 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと | 19.3% | 17.3% | 18.9% | 16.1% | 17.2% | 16.8% | — |
| 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること | 55.8% | 59.3% | 56.6% | 52.4% | 60.8% | 65.5% | — |
| 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること | 41.6% | 26.0% | 50.9% | 27.4% | 52.2% | 40.7% | — |
| 5 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること | 48.9% | 39.3% | 45.9% | 35.5% | 45.7% | 35.4% | — |
| 6 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること | 33.9% | 38.0% | 45.9% | 39.5% | 44.1% | 49.6% | — |
| 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと | 32.2% | 30.7% | 28.3% | 21.8% | 37.6% | 34.5% | — |
| 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること | 15.0% | 14.0% | 12.6% | 14.5% | 16.7% | 14.2% | — |
| 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめること | 14.2% | 16.0% | 17.0% | 16.1% | 20.4% | 15.9% | — |
| 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること | 24.0% | 16.0% | 25.2% | 19.4% | 24.2% | 21.2% | — |
| 11 その他 | 2.1% | 2.7% | 4.4% | 3.2% | 8.6% | 1.8% | — |
| 12 特に必要なことはない | 0.9% | 2.0% | 1.9% | 4.0% | 1.1% | 5.3% | — |

問7 育児や家族の介護を行うために、育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を活用して、男性が育児休業や介護休業を取ることに、あなたはどのように思いますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 積極的に取った方がよい | 42.9% | 41.3% | 45.3% | 39.5% | 53.2% | 54.0% | — |
| 2 どちらかという取った方がよい | 32.2% | 32.7% | 35.8% | 38.7% | 33.3% | 34.5% | — |
| 3 どちらかという取らない方がよい | 6.4% | 8.7% | 6.3% | 7.3% | 2.7% | 3.5% | — |
| 4 取らない方がよい | 2.6% | 2.0% | 1.9% | 2.4% | 3.8% | 0.9% | — |
| 5 わからない | 10.7% | 8.7% | 10.1% | 8.9% | 4.8% | 5.3% | — |

問8 これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがある言葉について、あてはまるものを選んでください。

(1)男女共同参画社会

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 よく知っている | 8.2% | 8.7% | 10.7% | 11.3% | 13.4% | 12.4% | — |
| 2 少しは中身を知っている | 18.9% | 29.3% | 27.7% | 34.7% | 30.6% | 38.1% | — |
| 3 言葉だけ聞いたことがある | 38.2% | 40.0% | 42.8% | 38.7% | 44.6% | 33.6% | — |
| 1 + 2 + 3 | 65.3% | 78.0% | 81.1% | 84.7% | 88.7% | 84.1% | — |
| 4 まったく知らない | 15.0% | 10.7% | 8.2% | 11.3% | 5.4% | 4.4% | — |
| 5 わからない | 15.0% | 5.3% | 8.8% | 2.4% | 5.4% | 9.7% | — |

(2)女子差別撤廃条約

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 よく知っている | 4.7% | 6.0% | 0.6% | 7.3% | 2.7% | 2.7% | — |
| 2 少しは中身を知っている | 8.6% | 14.7% | 12.6% | 8.1% | 12.9% | 17.7% | — |
| 3 言葉だけ聞いたことがある | 34.8% | 29.3% | 40.3% | 33.1% | 32.3% | 35.4% | — |
| 1 + 2 + 3 | 48.1% | 50.0% | 53.5% | 48.4% | 47.8% | 55.8% | — |
| 4 まったく知らない | 26.2% | 30.0% | 31.4% | 40.3% | 31.7% | 29.2% | — |
| 5 わからない | 19.3% | 12.7% | 13.8% | 13.8% | 18.8% | 11.5% | — |

(3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 よく知っている | 0.9% | 2.7% | 0.6% | 3.2% | 1.6% | 3.5% | — |
| 2 少しは中身を知っている | 5.2% | 3.3% | 3.1% | 7.3% | 8.6% | 7.1% | — |
| 3 言葉だけ聞いたことがある | 30.5% | 26.7% | 33.3% | 21.8% | 25.3% | 28.3% | — |
| 1 + 2 + 3 | 36.6% | 32.7% | 37.1% | 32.3% | 35.5% | 38.9% | — |
| 4 まったく知らない | 34.3% | 40.0% | 40.9% | 57.3% | 41.4% | 41.6% | — |
| 5 わからない | 22.7% | 19.3% | 20.8% | 7.3% | 21.0% | 15.0% | — |

(4) ジェンダー（社会的性別）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 よく知っている | 2.6% | 4.7% | 7.5% | 4.8% | 21.0% | 15.0% | — |
| 2 少しは中身を知っている | 14.2% | 11.3% | 23.3% | 16.1% | 37.6% | 35.4% | — |
| 3 言葉だけ聞いたことがある | 25.3% | 32.7% | 27.7% | 37.9% | 31.7% | 33.6% | — |
| 1 + 2 + 3 | 42.1% | 48.7% | 58.5% | 58.9% | 90.3% | 84.1% | — |
| 4 まったく知らない | 27.9% | 30.0% | 25.8% | 29.8% | 5.9% | 4.4% | — |
| 5 わからない | 22.7% | 14.0% | 15.1% | 8.1% | 2.7% | 8.0% | — |

(5) 女性活躍推進法（第2次・第3次）〔男女雇用機会均等法（第1次）〕

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 よく知っている | 18.9% | 22.7% | 3.8% | 0.8% | 5.4% | 3.5% | — |
| 2 少しは中身を知っている | 36.9% | 38.7% | 10.7% | 12.9% | 14.0% | 16.8% | — |
| 3 言葉だけ聞いたことがある | 29.2% | 26.0% | 35.2% | 30.6% | 34.4% | 40.7% | — |
| 1 + 2 + 3 | 85.0% | 87.4% | 49.7% | 44.4% | 53.8% | 61.1% | — |
| 4 まったく知らない | 3.4% | 2.7% | 37.7% | 41.1% | 25.3% | 21.2% | — |
| 5 わからない | 6.0% | 4.0% | 11.3% | 11.3% | 19.4% | 14.2% | — |

(6)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 よく知っている | 3.9% | 5.3% | 9.4% | 5.6% | 14.6% | 11.5% | — |
| 2 少しは中身を知っている | 15.9% | 22.0% | 18.9% | 18.5% | 18.4% | 23.0% | — |
| 3 言葉だけ聞いたことがある | 35.6% | 35.3% | 35.2% | 37.1% | 37.3% | 36.3% | — |
| 1 + 2 + 3 | 55.4% | 62.6% | 63.5% | 61.3% | 70.3% | 70.8% | — |
| 4 まったく知らない | 21.5% | 16.7% | 24.5% | 29.0% | 16.8% | 15.0% | — |
| 5 わからない | 16.7% | 13.3% | 11.3% | 7.3% | 11.4% | 10.6% | — |

問9 LGBT（性的少数者）について、社会的な取組みが必要とされていますが、あなたはLGBTまたは性的少数者という言葉を知っていますか。（新設問）

| | 第3次 | | |
|--------------------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 意味を知っている | 67.7% | 60.2% | — |
| 2 聞いたことはあるが意味を知らない | 21.5% | 24.8% | — |
| 3 知らない | 10.2% | 14.2% | — |

問10 女性の方に伺います。（第2次追加設問）

「女性活躍推進法」が施行され、なお一層の女性のいろんな分野での社会進が期待されますが、貴女が役職採用や社会進出（たとえば職場のリーダーや組織のリーダー）に期待された場合、あなたならどのようにお考えですか。（部長、課長、会長、委員長、管理職、老人会長、区長、PTA会長、役員など）

| | 第2次 | 第3次 |
|----------------------------|-------|-------|
| | 女性 | 女性 |
| 1 積極的にやってみたい | 7.5% | 9.7% |
| 2 身近な人に相談し賛同を得られればやってみたい | 22.0% | 22.6% |
| 3 女性が社会進出し活躍することは賛同すが、私は断る | 56.6% | 54.8% |
| 4 男性に任せるべきで反対 | 1.9% | 2.2% |
| 5 わからない | 10.1% | 9.1% |

2. 家庭生活等に関する意識について

問1 1 結婚、家庭等について、あなたの御意見をお伺いします。

問1 1の表記について

「賛成」+「どちらかといえば賛成」=「賛成」と表記。

「どちらかといえば反対」+「反対」=「反対」と表記。

(1) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 賛成 | 68.2% | 60.0% | 73.0% | 53.2% | 78.0% | 74.3% | — |
| 反対 | 20.2% | 31.4% | 18.2% | 32.3% | 17.2% | 19.5% | — |
| わからない | 7.3% | 2.7% | 6.9% | 10.5% | 3.8% | 2.7% | — |

(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 賛成 | 21.9% | 34.7% | 15.7% | 25.8% | 10.8% | 18.6% | — |
| 反対 | 58.4% | 48.7% | 67.3% | 58.1% | 78.5% | 66.4% | — |
| わからない | 14.2% | 10.7% | 15.7% | 11.3% | 8.6% | 11.5% | — |

(3) 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 賛成 | 33.9% | 32.0% | 50.3% | 29.8% | 61.8% | 50.4% | — |
| 反対 | 43.3% | 56.0% | 34.0% | 50.0% | 25.3% | 36.3% | — |
| わからない | 16.7% | 6.0% | 13.8% | 16.1% | 11.3% | 9.7% | — |

(4) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 賛成 | 36.0% | 27.3% | 45.3% | 35.5% | 52.2% | 50.4% | — |
| 反対 | 39.5% | 53.3% | 35.8% | 41.1% | 23.1% | 32.7% | — |
| わからない | 18.9% | 13.3% | 17.6% | 19.4% | 23.7% | 12.4% | — |

3. 男女共同参画社会に関する行政への要望について

問12 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（複数回答）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する | 29.6% | 28.7% | 30.8% | 27.4% | 39.8% | 51.3% | — |
| 2 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する | 29.2% | 22.0% | 30.2% | 28.2% | 30.1% | 47.8% | — |
| 3 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する | 21.9% | 20.0% | 27.7% | 20.2% | 29.0% | 31.0% | — |
| 4 従来、女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する | 24.9% | 17.3% | 27.0% | 16.1% | 28.5% | 44.2% | — |
| 5 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する | 63.5% | 48.7% | 56.0% | 56.5% | 55.9% | 53.1% | — |
| 6 男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する | 17.6% | 20.0% | 14.5% | 22.6% | 24.2% | 31.0% | — |
| 7 労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める | 42.1% | 36.0% | 42.1% | 38.7% | 55.9% | 51.3% | — |
| 8 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する | 66.1% | 54.0% | 69.2% | 58.9% | 72.0% | 67.3% | — |
| 9 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する | 68.2% | 52.0% | 68.6% | 63.7% | 63.4% | 61.9% | — |
| 10 防災(災害復興も含みます)活動に関し、男女共同参画の視点を充実させる | / | | | | 9.1% | 17.7% | — |
| 11 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRする | 21.5% | 18.7% | 68.6% | 63.7% | 19.9% | 32.7% | — |
| 12 その他 | 3.0% | 3.3% | 0.6% | 1.6% | 3.2% | 3.5% | — |
| 13 特にない | 1.7% | 6.0% | 1.9% | 0.8% | 0.5% | 0.0% | — |
| 14 わからない | 3.9% | 3.3% | 3.1% | 2.4% | 1.6% | 0.0% | — |

※選択肢10は第3次で追加

4. 地域活動について

問13 あなたは、日頃、地域でどのような活動をしていますか。（複数回答）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 スポーツ活動 | 15.5% | 29.3% | 13.2% | 24.2% | 9.1% | 26.5% | — |
| 2 学習・趣味・親睦などの サークル活動 | 17.2% | 10.0% | 15.1% | 15.3% | 12.4% | 14.2% | — |
| 3 ボランティア活動 | 9.4% | 17.3% | 11.3% | 14.5% | 7.5% | 14.2% | — |
| 4 PTA・子ども会等の 活動 | 16.7% | 11.3% | 11.3% | 6.5% | 14.5% | 9.7% | — |
| 5 老人クラブ活動 | 6.9% | 11.3% | 3.8% | 7.3% | 5.4% | 8.8% | — |
| 6 婦人会・母親クラブ等の 活動 | 12.4% | 0.0% | 11.9% | 0.0% | 8.1% | 0.0% | — |
| 7 自治会活動 | 7.3% | 20.7% | 5.0% | 22.6% | 8.1% | 29.2% | — |
| 8 消費者運動 | 2.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.5% | 0.9% | — |
| 9 環境美化活動 | 9.0% | 15.3% | 4.4% | 12.1% | 7.5% | 11.5% | — |
| 10 その他 | 0.9% | 4.0% | 1.9% | 0.8% | 0.5% | 6.2% | — |
| 11 していない ⇒ (問13- 付問へ) | 42.5% | 32.7% | 54.7% | 33.9% | 52.7% | 29.2% | — |

問13-付問 問12で「11 していない」とお答えの方に伺います。活動をしていないのはなぜですか。（複数回答）

問13で「11 していない」と回答した人は、131名。（女性98名、男性32名、不明1名）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 家事・育児・子どもの教育が忙しくて余裕がない | 19.2% (19人) | 6.1% (3人) | 23.0% (20人) | 2.4% (1人) | 17.3% (17人) | 0.0% (0人) | — |
| 2 仕事が忙しくて余裕がない | 39.4% (39人) | 30.6% (15人) | 43.7% (38人) | 35.7% (15人) | 36.7% (36人) | 36.4% (12人) | — |
| 3 子どもを預けるところがない | 4.0% (4人) | 2.0% (1人) | 3.4% (3人) | 2.4% (1人) | 2.0% (2人) | 3.0% (1人) | — |
| 4 家族等の介護がある | 6.1% (6人) | 4.1% (2人) | 4.6% (4人) | 2.4% (1人) | 6.1% (6人) | 0.0% (0人) | — |
| 5 家族の理解・協力が少ない(少ない) | 5.1% (5人) | 0.0% (0人) | 2.3% (2人) | 2.4% (1人) | 1.0% (1人) | 0.0% (0人) | — |
| 6 健康に自身がない(病気がち、高齢など) | 15.2% (15人) | 16.3% (8人) | 11.5% (10人) | 16.7% (7人) | 15.3% (15人) | 12.1% (4人) | — |
| 7 活動に経費がかかる | 8.1% (8人) | 8.2% (4人) | 5.7% (5人) | 7.1% (3人) | 9.2% (9人) | 3.0% (1人) | — |
| 8 活動内容やメンバーの問題 | 4.0% (4人) | 2.0% (1人) | 2.3% (2人) | 7.1% (3人) | 7.1% (7人) | 0.0% (0人) | — |
| 9 活動時間(時間帯)の問題 | 14.1% (14人) | 12.2% (6人) | 12.6% (11人) | 9.5% (4人) | 11.2% (11人) | 9.1% (3人) | — |
| 10 活動場所の問題 | 2.0% (2人) | 2.0% (1人) | 1.1% (1人) | 2.4% (1人) | 4.1% (4人) | 6.1% (2人) | — |
| 11 きっかけがない | 33.3% (33人) | 34.7% (17人) | 37.9% (33人) | 33.3% (14人) | 24.5% (24人) | 39.4% (13人) | — |
| 12 適した活動がみつからないから | 14.1% (14人) | 16.3% (8人) | 14.9% (13人) | 11.9% (5人) | 16.3% (16人) | 21.2% (7人) | — |
| 13 関心がないから | 13.1% (13人) | 32.7% (16人) | 18.4% (16人) | 21.4% (9人) | 23.5% (23人) | 24.2% (8人) | — |
| 14 自分には向かないと思うから | 11.1% (11人) | 18.4% (9人) | 13.8% (12人) | 19.0% (8人) | 15.3% (15人) | 12.1% (4人) | — |
| 15 その他 | 11.1% (11人) | 8.2% (4人) | 6.9% (6人) | 11.9% (5人) | 5.1% (5人) | 18.2% (6人) | — |

5. ドメスティック・バイオレンスについて

問14 あなたは、ドメスティック・バイオレンスについて知っていますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 言葉も内容も知っている | 87.1% | 88.7% | 93.1% | 87.1% | 89.8% | 89.4% | — |
| 2 言葉は知っているが、 内容は知らない | 6.9% | 4.7% | 4.4% | 8.9% | 4.8% | 1.8% | — |
| 3 言葉も内容も知らない | 3.9% | 4.0% | 1.9% | 4.0% | 2.2% | 3.5% | — |

問15 子どものいる家庭においておこるDVは、児童虐待だということを知っていますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 知っている | 79.0% | 82.0% | 87.4% | 80.6% | 86.0% | 88.5% | — |
| 2 知らない | 17.6% | 14.7% | 12.6% | 18.5% | 10.8% | 8.0% | — |

問16 あなたは自分の子どもに虐待したことがありますか。

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 虐待をしたことがある | 0.9% | 0.0% | 1.3% | 2.4% | 2.7% | 1.8% | — |
| 2 虐待まではいかないが、 それに似た行為をした ことがある | 13.3% | 13.3% | 12.6% | 16.9% | 17.8% | 15.9% | — |
| 3 ない | 59.2% | 50.0% | 56.0% | 51.6% | 47.6% | 46.0% | — |
| 4 子どもはいない | 24.9% | 33.3% | 29.6% | 28.2% | 26.5% | 31.9% | — |

問17 あなたは、ドメスティック・バイオレンスを経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。(複数回答)

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 暴力を受けたことがある | 15.9% | 2.7% | 10.7% | 1.6% | 13.4% | 3.5% | — |
| 2 暴力をふるったことがある | 1.7% | 6.0% | 1.3% | 6.5% | 1.6% | 9.7% | — |
| 3 身近に暴力を受けた人がいる | 12.0% | 6.7% | 10.7% | 5.6% | 11.8% | 4.4% | — |
| 4 身近な人から相談を受けたことがある | 7.3% | 6.7% | 6.9% | 3.2% | 8.1% | 2.7% | — |
| 5 暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている | 60.5% | 68.7% | 60.4% | 58.9% | 55.9% | 63.7% | — |
| 6 暴力について見聞きしたことがある | / | | 11.3% | 14.5% | 14.5% | 14.2% | — |
| 7 暴力について見聞きしたことはない | | | 20.2% | 21.3% | 23.9% | 25.8% | 19.4% |
| 8 その他 | 2.1% | 0.0% | 1.3% | 0.8% | 1.1% | 0.0% | — |

問18 問17で「1 暴力を受けたことがある」と回答した方におたずねします。

あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。(複数回答)

問17で「1 暴力を受けたことがある」と回答した人は29名。(女性25名、男性4名)

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|-----------------------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|--------------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 どこ(誰)にも相談しなかった | 43.2% (16人) | 75.0% (3人) | 23.5% (4人) | 50.0% (1人) | 48.0% (12人) | 100% (4人) | — |
| 2 友人・知人・職場の同僚に相談した | 24.3% (9人) | 25.0% (25人) | 29.4% (5人) | 0.0% (0人) | 40.0% (10人) | 0.0% (0人) | — |
| 3 家族や親戚に相談した | 35.1% (13人) | 0.0% (0人) | 35.3% (6人) | 0.0% (0人) | 32.0% (8人) | 0.0% (0人) | — |
| 4 警察に連絡・相談した | 8.1% (3人) | 0.0% (0人) | 17.6% (3人) | 0.0% (0人) | 12.0% (3人) | 0.0% (0人) | — |
| 5 医師に相談した | 10.8% (4人) | 25.0% (1人) | 17.6% (3人) | 0.0% (0人) | 4.0% (1人) | 0.0% (0人) | — |
| 6 人権擁護委員または人権相談窓口相談した | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 23.5% (4人) | 50.0% (1人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | — |
| 7 民生委員・児童委員に相談した | 2.7% (1人) | 0.0% (0人) | 29.4% (5人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | — |
| 8 県・市町の機関や相談員に相談した | 2.7% (1人) | 0.0% (0人) | 35.3% (6人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | — |
| 9 民間の機関(弁護士会などに相談した) | 8.1% (3人) | 0.0% (0人) | 17.6% (3人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | — |
| 10 その他 | 2.7% (1人) | 0.0% (0人) | 17.6% (3人) | 0.0% (0人) | 4.0% (1人) | 0.0% (0人) | — |

問19 問18で「1 どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した方におたずねします。

相談しなかったのはなぜですか。（複数回答）

問18で「1 どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した人は、16名。（女性12名、男性4名）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから | 25.0% (4人) | 0.0% (0人) | 75.0% (3人) | 0.0% (0人) | 50.0% (6人) | 25.0% (1人) | — |
| 2 相談しても無駄だと思ったから | 37.5% (6人) | 0.0% (0人) | 50.0% (2人) | 100% (1人) | 58.3% (7人) | 50.0% (2人) | — |
| 3 自分にも悪いところがあると思ったから | 56.3% (9人) | 0.0% (0人) | 100% (4人) | 100% (1人) | 8.3% (1人) | 50.0% (2人) | — |
| 4 相談するほどのことではないと思ったから | 18.8% (3人) | 100% (3人) | 25.0% (1人) | 0.0% (0人) | 16.7% (2人) | 25.0% (1人) | — |
| 5 他人を巻き込みたくなかったから | 18.8% (3人) | 0.0% (0人) | 25.0% (1人) | 0.0% (0人) | 16.7% (2人) | 0.0% (0人) | — |
| 6 人恥ずかしくて誰にも言えなかったから | 18.8% (3人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 16.7% (2人) | 0.0% (0人) | — |
| 7 世間体が悪いから | 18.8% (3人) | 0.0% (0人) | 25.0% (1人) | 0.0% (0人) | 8.3% (1人) | 0.0% (0人) | — |
| 8 そのことについて思い出したくなかったから | 18.8% (3人) | 0.0% (0人) | 25.0% (1人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | — |
| 9 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから | 8.1% (3人) | 0.0% (0人) | 50.0% (2人) | 0.0% (0人) | 8.3% (1人) | 0.0% (0人) | — |
| 10 どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから | 12.5% (2人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 8.3% (1人) | 25.0% (1人) | — |
| 11 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすと思ったから | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 8.3% (1人) | 0.0% (0人) | — |
| 12 他人に知られると今まで通りの付き合いができなくなると思ったから | 18.8% (3人) | 0.0% (0人) | 25.0% (1人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | — |
| 13 その他 | 12.5% (2人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 0.0% (0人) | 16.7% (2人) | 25.0% (1人) | — |

問20 DVを防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）

| | 第1次 | | 第2次 | | 第3次 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | その他 |
| 1 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う | 43.3% | 31.3% | 41.5% | 39.5% | 29.0% | 38.9% | — |
| 2 学校で児童・生徒に対し、暴力を防止するための教育を行う | 39.5% | 36.0% | 40.9% | 46.8% | 42.5% | 41.6% | — |
| 3 加害者への罰則を強化する | 31.3% | 40.7% | 37.7% | 40.3% | 40.9% | 50.4% | — |
| 4 暴力を助長する恐れのある情報（雑誌、コンピュータソフトなど）を取り締まる | 31.8% | 26.7% | 27.0% | 21.8% | 23.1% | 23.9% | — |
| 5 暴力を振るったことのある者に対し、繰り返さないための教育を行う | 42.5% | 38.7% | 43.4% | 39.5% | 37.1% | 42.5% | — |
| 6 広報・啓発活動を積極的に行う | 19.7% | 26.0% | 21.4% | 29.0% | 26.9% | 29.2% | — |
| 7 暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う | 11.6% | 12.0% | 13.2% | 21.8% | 9.1% | 27.4% | — |
| 8 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす | 69.5% | 65.3% | 71.1% | 58.9% | 74.2% | 63.7% | — |
| 9 警察による介入・指導を強化する | 42.5% | 50.7% | 51.6% | 49.2% | 48.4% | 52.2% | — |
| 10 その他 | 6.9% | 7.3% | 5.0% | 4.0% | 14.5% | 8.0% | — |

6.用語解説

| 用語 | 解説 |
|---------------|--|
| 育児介護休業法 | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の通称。育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、ならびに、子の看護休暇について定める法律。 |
| 家族経営協定 | 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。 |
| キャリア教育 | 学校教育と職業生活との円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせると共に、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。 |
| 子育て支援センター | 子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。 |
| 固定的性別役割分担意識 | 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。 |
| 佐賀県生活自立支援センター | 佐賀県生活自立支援センターは、公益社団法人佐賀県社会福祉士会が佐賀県より委託を受けて運営を行っています。平成 25 年 12 月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成 27 年4月から「生活困窮者自立支援事業」が県下で実施されており、様々な理由により生活に困っている方が、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、主に相談援助活動による支援を行うことにより自立の促進を図っています。 |
| 佐賀県DV総合対策センター | 男女間の暴力による被害者を支援する関係機関・団体が連携を強化し、被害者支援を円滑に行うとともに、中・長期的課題についての検討を加え、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整することにより、被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶に係るため、平成 16 年 4 月に佐賀県が設置した機関です。 |
| 佐賀県婦人相談所 | 売春防止法第 34 条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されています。元々は売春を行う恐れのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、配偶者間の暴力に関しても「DV防止法」成立前から取り組んできました。 |
| ジェンダー（社会的性別） | 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。 |

| | |
|--|--|
| <p>女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)</p> | <p>1979年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、1981年に発効。我が国は1985年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> |
| <p>女性活躍推進法</p> | <p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称。10年間の時限立法。女性が職業を通じて個性と能力を発揮して活躍することを推進し、男女の人権尊重や、急速な少子高齢化の進展、諸々の社会経済情勢の変化に対応できる社会を実現することを目的とした法律。</p> |
| <p>短時間正社員制度</p> | <p>正社員でありながら、一週間の所定労働時間がフルタイム勤務より短い雇用形態のこと。これを制度化することで、従来は育児や介護などさまざまな事情から仕事を続けられなかった人や就業の機会を得られなかった人でも、個々のライフスタイルに応じた多様な働き方が実現できると期待される。</p> |
| <p>男女雇用機会均等法</p> | <p>1986年4月から施行。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。2007年に再改正され、改正点は、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務づける、など。</p> |
| <p>地域包括支援センター</p> | <p>高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。</p> |
| <p>テレワーク</p> | <p>情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。自宅でインターネット等を利用する「在宅勤務」、移動中等にパソコンや携帯を利用する「モバイルワーク」、勤務先以外のオフィスでパソコンを利用する「サテライトオフィス勤務」など、テレワークは働く場所によって大きく3つに分けられます。</p> |
| <p>配偶者暴力防止法 (DV防止法)</p> | <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の通称。夫や恋人による暴力から女性を保護することを目的とした法律。</p> |
| <p>配偶者暴力相談支援センター</p> | <p>DV防止法では、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっています。本県では佐賀県婦人相談所と佐賀県立男女共同参画センターの2箇所で、主に以下の業務を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や相談機関の紹介 ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供 その他の援助 ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助等 |

| | |
|--------------------------|---|
| バリアフリー | 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。 |
| ポジティブ・アクション (積極的改善措置) | 人種や性別による不平等をなくし、実質的な平等を実現することを目的とした優遇措置のこと。例えば職場において、男性に対し女性の割合が明らかに低い場合、女性を優先的に採用・昇進させるなどの企業の自主的かつ積極的な取組を行うことなどをいう。 |
| メディア | 情報を伝える媒体を指す。特に、大量の情報を紙(新聞や雑誌、広告)や電波(テレビやラジオ)、通信(インターネット)を通じて大衆に伝達する媒体をマスメディアと呼ぶ。 |
| LGBT | Lesbian(レズビアン)Gay(ゲイ)Bisexual(バイセクシャル)Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとって組み合わせた言葉。性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。 |
| SNS | Social Networking Service の略。知人・友人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。 |
| SDGs (持続可能な開発目標) | Sustainable Development Goals の略。2001年に策定された MDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。 <div style="text-align: center;">  <p>The image shows the 'Sustainable Development Goals' logo at the top, followed by a grid of 17 numbered icons. Each icon represents a goal: 1. No Poverty, 2. Zero Hunger, 3. Good Health and Well-being, 4. Quality Education, 5. Gender Equality, 6. Clean Water and Sanitation, 7. Affordable and Clean Energy, 8. Decent Work and Economic Growth, 9. Industry, Innovation and Infrastructure, 10. Reduced Inequalities, 11. Sustainable Cities and Communities, 12. Responsible Consumption and Production, 13. Climate Action, 14. Life Below Water, 15. Life on Land, 16. Peace, Justice and Strong Institutions, 17. Partnerships for Goal Achievement. The 17th icon is the circular logo of the Sustainable Development Goals.</p> </div> |

7. 相談窓口

| 窓口 | 相談名 | 電話番号 | 相談日時等 |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--|
| 有田町 | 女性総合相談 | 相談専用ダイヤル 0955-43-2210 | 月～金(土・日・祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15 |
| 配偶者暴力相談 支援センター | ※用語 佐賀県婦人相談所 | 代表番号 0952-26-1212 | 月～金(土・日・祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15 ※緊急の場合は24時間 |
| | アバンセ女性総合相談 | 0952-26-0018 | 火～土 9:00～21:00 日・祝 9:00～16:30 |
| 男女共同参画局 | DV相談ナビ | はれれば #8008 | ※発信場所から最寄りの相談窓口へ転送されます。 |
| | DV相談+(プラス) | つなぐ はやく 0120-279-889 | 24時間対応 |
| 性犯罪・性暴力・ 被害者支援等 についての相談窓口 | 性暴力救援センター・ さが(さがmirai) | 0952-26-1750 | 月～金 9:00～17:00 ※救急受診の場合はこの限りではありません。 |
| | 被害者支援ネットワーク 佐賀 VOISS(ボイス) | 0952-33-2110 | 月～金 10:00～17:00 E-mail voiss@f3.dion.ne.jp |
| 警察 | 警察相談室 (警察総合相談窓口) | #9110 または 0952-26-9110 | 月～金(年末年始・休日を除く) 8:30～17:15 |
| | レディーステレホン 警察本部 | 0952-28-4187 | 平日 8:30～17:15 |
| | 性犯罪被害相談電話 | ハートさん #8103 または 0120-73-8103 | 24時間対応 平日の8:30～17:15は佐賀県警本部の女性職員が対応します。 |
| 法務局 | みんなの人権110番 | 0570-003-110 | 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く) |
| | 女性の人権ホットライン | 0570-070-810 | |
| | 子どもの人権110番 | 0120-007-110 | |
| | 外国語人権相談ダイヤル | 0570-090-911 | 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く) 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語 |

発行年月日 令和4年3月
発行 佐賀県 有田町
住所：〒849-4192
佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地
TEL：0955-46-2111
FAX：0955-46-2100
URL：<https://www.town.arita.lg.jp/>
E-mail：arita@town.arita.lg.jp



佐賀県 有田町